

北海道旅客鉄道株式会社 公告第4号

◎特定者用定期乗車券発売規則の一部改正について（施行日：平成30年4月21日）
特定者用定期乗車券発売規則（昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第8号）の一部
を次のように改正し、平成30年4月21日から施行する。

平成30年4月20日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島 田 修

第6条第1項第1号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。